

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）  
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第15回社会保障審議会年金部会の開催について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年5月13日、第15回社会保障審議会年金部会を開催しました。  
今回の部会では、以下2点について議論が実施されました。

- （1）これまでの年金部会における議論の振り返り③
- （2）社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について（報告）

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20240416\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240416_00001.html)

1、これまでの年金部会も踏まえてご議論いただきたい論点②

（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

○多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方に関連する論点について

- ・多様な世帯構成を踏まえた年金水準の示し方
- ・昭和60（1985）年と令和2（2020）年の比較（家族類型）
- ・世帯構成の推移と見通し
- ・未婚割合の推移
- ・共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）
- ・第2号被保険者1人当たり標準報酬額の推移

○障害年金に関連する論点について

- ・障害年金の目的
- ・障害年金の給付額と受給権者数
- ・障害年金制度の概要
- ・障害認定と障害等級表

- ・障害年金生活者支援給付金の概要

○第3号被保険者制度に関連する論点について

- ・第3号被保険者制度の在り方について

○加給年金に関連する論点について

- ・加給年金の在り方について
- ・公的年金制度の年金給付における加算一覧

2、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（概要）

（厚生労働省HP掲載 資料2を基に記載）

- 働き方やライフコースの多様化、高齢期の就労拡大、企業年金の実施状況など制度をとりまく現状等を踏まえ、令和5年4月から令和6年3月にかけて社会保障審議会企業年金・個人年金部会を計13回開催し、私的年金の検討課題に関する議論を行った。

令和6年3月28日に行った中間整理の論点概要は下記のとおり。

- ・公的年金と私的年金の連携
- ・拠出の在り方
- ・iDeCoの加入可能年齢の引上げ
- ・健全化法への対応

《参考》社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39285.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39285.html)

3、委員からの意見（一部抜粋）

《多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方に関連する論点について》

- ・モデル年金の検討例について、家族形態やライフスタイルが大きく変化する中、従来モデルの指標だけでは分からなかった、よりリアルな年金水準を知るための目安になると思う。しかし、日本の現状から見れば、所得は年齢が大きく影響しており、20代、30代、40代と、家族形態やライフスタイルが大きく変化している。年代別に将来もらえる年金額や水準のモデルを示していただくことが可能かどうか検討いただきたい。
- ・モデル年金について男女別に示しているのは違和感がある。性差関係なく1人1人に分かりやすく示すのであれば、例えば公的年金シミュレーターの表示に合わせ、

現役時代の年収と対応する将来の年金給付額を示していくのはどうか。

#### 《障害年金に関連する論点について》

- ・障害基礎年金と障害厚生年金の給付について、同じ公的年金の枠組みの中で、障害給付の等級に差を設けることは必ずしも合理性や妥当性があるとは言えない。同じ障害の程度であっても、受給できる障害年金に大きな違いが生じている現状等を踏まえれば、基礎年金の等級を厚生年金と同じ3級からとすることを検討すべき。
- ・障害年金については基本的に受給できる人を1人でも多くしていくようにすべきだ。誰もが障害者になる可能性があり、その時に初診日によって受給できない等というのはとても不安なことであり、そこまで制度的な理解が追いついていないと思う。

#### 《第3号被保険者制度に関連する論点について》

- ・第3号被保険者制度については将来的な方向性や結論を出すべきであり、公平性だけでなく、働き方やライフスタイルなどに中立的な制度を目指す視点が重要だと考える。各適用要件を大幅に見直すことで、少なくとも、被用者である第3号被保険者については、厚生年金保険の適用を進め、第3号被保険者の縮小を加速させていくべきと考える。
- ・条件付きで第3号被保険者制度を廃止すべきだと思う。本人が保険料を負担することなく受給を得られるという制度は女性の就労意欲を削ぐことに繋がると思っている。また、廃止することで女性の経済的自立が進み、生涯所得の増加も維持できるため高齢女性の貧困対策にも将来的に繋がると思う。

#### 《加給年金に関連する論点について》

- ・加給年金について、配偶者に対するものについては歴史的役割を終えたとして廃止する方向性でよいと思う。経過措置を設けるといのは重要だが、今の社会になじまないものについては終了していくべき。一方で、子供に向けた加給年金については、最近の晩婚化や晩産化の影響で、年金受給者が18歳未満のお子さんを養うというケースは増えてくると思う。そのため、その部分については年金制度で存続しても良いのではないかと考えている。

最後に事務局より、次回の議題、日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

※「障害」の表記について、当社では「障がい」と表記することを原則としておりますが、本メールマガジンにおいては、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記しています。

\*\*\*\*\*メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

\*\*\*\*\*

日本-年基-202405-170-0056-D